（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第一条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項中「記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第三項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第三条第二項中「読み聞かせた」を「読み聞かせて誤りのないことを確認した」に、「記名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

第九条の二第一項中「記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項に次の二号を加える。

三　審査請求人又は再審査請求人の氏名及び住所又は居所（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、審査請求人又は再審査請求人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）

四　代理人によつて審査請求又は再審査請求を取り下げる場合においては、代理人の氏名及び住所又は居所

第九条の二第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令の一部改正）

第二条　労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第四項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第五条第二項中「読みきかせた」を「読み聞かせて誤りのないことを確認した」に、「記名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

第十五条の二第一項中「記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項に次の二号を加える。

三　審査請求人の氏名及び住所又は居所（審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）

四　代理人によつて審査請求を取り下げるときは、代理人の氏名及び住所又は居所

第十五条の二第二項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第二十四条第一項中「記載し、再審査請求人（再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第二十六条第一項中「記載し、申立人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第三十条第二項中「読みきかせた」を「読み聞かせて誤りのないことを確認した」に、「記名押印しなければ」を「氏名を記載しなければ」に改める。

（中小企業退職金共済法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければ」を「並びにその氏名又は名称及び住所を記載しなければ」に改める。

一　中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）第二十一条第一項

二　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第二十二条第一項

三　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第十条第一項

四　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第八条第一項

五　独立行政法人労働者健康安全機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）第七条第一項

六　独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）第十条第一項

七　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第三十条第一項

八　高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第八条第一項

附　則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉

生活保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百六十八号

生活保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第七十三条及び第七十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「に係る」を「及び法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業（同号において「被保護者健康管理支援事業」という。）に係る」に改め、同条第三項第一号中「の実施」を「及び被保護者健康管理支援事業の実施」に改める。

附　則

この政令は、令和三年一月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　　義偉

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百六十九号

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項第二号中「（当該控除を受けた者が地方税法第三十四条第三項に規定する寡婦である場合には、三十五万円）、地方税法第三十四条第一項第九号」を「、同項第八号の二に規定する控除を受けた者については当該控除を受けた者につき三十五万円、同項第九号」に改める。